

都道府県知事
各 殿
市区町村長

厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策担当)
(公印省略)

死産の届出に関する規程及び死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令
の一部改正について(通知)

人口動態調査及び死産の届出に関する事務につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、令和 3 年 5 月 19 日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和 3 年法律第 37 号)により、死産の届出に関する規程(昭和 21 年厚生省令第 42 号)(注)の一部が改正され、父母等の届出人が作成する死産届書及び医師又は助産師が作成する死産証書又は死胎検案書等について、作成者の署名・押印が不要となり、作成者の氏名を記載(記名)することとなりました。

また、この改正に伴い、「死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令」(昭和 27 年厚生省令第 12 号)で定めるこれら様式の「印」欄を削除しました。

これらの改正については、同年 9 月 1 日より施行されますので、御了知願います。

本件に関し、都道府県知事及び保健所設置市の市長におかれましては、貴管内の保健所長に対する周知について、よろしくお取り計らい願います。

また、本通知の写しを別記宛先に送付していることを申し添えます。

(注) 当該規程は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律(昭和 27 年法律第 120 号)により、法律としての効力を有するものとされるもの。

(参考)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

<https://www.sangi.in.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/pdf/s0802040282040.pdf>

死産届書、死産証書及び死胎検案書に関する省令の一部を改正する省令

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H210629U0010.pdf>

< 別記宛先 >

日本医師会会長

日本病院会会長

全日本病院協会会長

全国自治体病院協議会会長

日本助産師会会長

日本看護協会会長

日本産婦人科医会会長

日本産科婦人科学会会長

以上